

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間についての和解金として、金29,653,700円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年7月9日

（仲介委員 小山達也）

## 別紙

	損害項目		損害期間	金額	
	I 申立人一般会計分	1	(1)	事業費	H23・3・11～ H24・7・31
(2)			人件費	H23・3・11～ H25・3・31	¥14,450,000
2		(1)	備品	H23・3・11～ H25・3・31	¥ 4,030,000
		(2)	消耗品	H23・3・11～ H25・3・31	¥ 150,000
3			印刷費	H23・3・11～ H25・3・31	¥ 110,000
4			需用費	H23・3・11～ H25・3・31	¥ 70,000
5			手数料	H23・3・11～ H24・7・31	¥ 300,000

II 申立人 特別会計分	1	原発事故災害対応等に関する費用	(1)	旅費	H23・3・11～ H25・3・31	¥ 1,430,000
			(2)	需用費	H23・3・11～ H25・3・31	¥ 110,000
	2	看護学生の健康不安解消に係る経費		報償費	H23・3・11～ H24・7・31	¥ 100,000
	3	財物価値の喪失又は減少に関する損害賠償		備品		¥ 370,000
	4	原発事故に伴う逸失利益	(1)	使用料	H23・3・11～ H24・7・31	¥ 1,920,000
			(2)	手数料	H23・3・11～ H25・3・31	¥ 2,860,000
			(3)	諸収入	H23・3・11～ H24・7・31	¥ 500,000
		損害額合計			¥28,790,000	
		本和解仲介に関する弁護士費用			¥863,700	
		総合計			¥29,653,700	